

○厚生委員会

・内閣提出法律案（六件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出月日	参議院		衆議院		備考		
24※	健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	四、 二、一四	委員会付託 四、 三、二二三 (予)	委員会議決 四、 三、二七	本会議議決 四、 三、二七	委員会付託 四、 三、 六	委員会議決 四、 三、一一	本会議議決 四、 三、一二	四、三、六 衆本会議趣旨説明
47※	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案	〃	三、 六	三、 六 (予)	可決 五、一九	可決 五、二〇	三、 六	可決 四、一五	可決 四、一六	
48※	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	〃	三、 六	三、 六 (予)	可決 五、一九	可決 五、二〇	三、 六	修正 四、一五	修正 四、一六	
54	看護婦等の人材確保の促進に関する法律案	参	三、 七	三、 三一	可決 四、二二	可決 四、二四	六、 一七	可決 六、一九	可決 六、一九	三、三一 参本会議趣旨説明

118国会	5 5	番号	118国会	6 7	番号
医療法の一部を改正する法律案	社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案	件名	衆	衆	件名
衆	参	院議先	五、二五	参	院議先
五、二〇	三、三二	月提出日	四、二二	四、二二	月提出日
可決	可決	参議院	四、二二	四、二二	参議院
可決	可決	衆議院	四、二四	四、二四	衆議院
修正	可決	衆議院	六、一七	四、一七	衆議院
修正	可決	衆議院	五、一五	六、一九	衆議院
修正	可決	衆議院	五、一九	六、一九	衆議院
参本会議趣旨説明	参本会議趣旨説明	備考	四、五、二〇	四、三、三一	備考

本院議員提出法律案（二件）

118国会	1	番号	118国会	4	番号
原子爆弾被爆者等援護法案	寒冷地福祉手当支給事業促進法案	件名	山本正和君 外九名 (三、五、九)	対馬孝且君 外六名 (四、三、六)	件名
山本正和君 外九名 (三、五、九)	対馬孝且君 外六名 (四、三、六)	提出者 (月日)	予備送付月日	予備送付月日	提出者 (月日)
四、二四	三、一〇	提出	衆へ	衆へ	提出
八、五	三、三一	参議院	委員会付託	委員会付託	参議院
修正	未了	衆議院	委員会議決	委員会議決	衆議院
修正	未了	衆議院	本会議議決	本会議議決	衆議院
修正	未了	衆議院	委員会付託	委員会付託	衆議院
修正	未了	衆議院	委員会議決	委員会議決	衆議院
修正	未了	衆議院	本会議議決	本会議議決	衆議院
継続審査 (厚生)		備考			備考

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

要旨

本法律案は、政府管掌健康保険について、中期的な財政運営の安定を図るため、事業運営安定資金を創設し、これに伴い、保険料率及び国庫補助率について調整を行うとともに、併せて、出産手当金の支給期間の改善及び政令で定める審議会（医療保険審議会（仮称））を創設しようとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

一、政府管掌健康保険の中期的財政運営の安定を図るための措置
現行の単年度ごとの収支均衡を前提とした財政運営をおおむね五年を通じて財政の均衡が図られるような中期的な財政運営に改め、その間、短期的な景気変動等の影響を受けない安定的な保険料率を設定することとし、単年度における収支を調整する機能を果たす資金として厚生保険特別会計の健康勘定に事業運営安定資金を創設する。

これに伴い、中期的な財政運営の安定が確保される範囲内で、保険料率及び国庫補助率を調整することとし、保険料率は、現行の千分の八十四を法律上千分の八十二に改めるとともに、国庫補助率については、老人保健拠出金に対する国庫補助率は現行千分の百六十四は据え置くこととし、療養の給付等に

対する国庫補助率について、当分の間千分の百三十とする。

二、出産手当金の支給期間の改善

健康保険等の出産手当金の支給期間については、分娩の日前四十二日、分娩の日以後五十六日以内において労務に服さなかった期間支給されることとなっているが、分娩が予定日より遅れた場合でも、この遅れた期間について支給する。

三、医療保険審議会（仮称）の創設

現在国民健康保険については、専門審議会が設置されていないことから、社会保険審議会を改組し、健康保険事業、船員保険事業及び国民健康保険事業に関する重要事項を審議するため、新たに政令で定める審議会として医療保険審議会（仮称）を創設する。

四、標準報酬等級の改定

健康保険及び船員保険について、標準報酬等級の下限を改定し、上限については現行政令で定められている部分を法定する。

五、施行期日

この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、三については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行し、四については、平成四年十月一日から施行する。

六、検討

政府は、この法律の施行後、政府管掌健康保険の中期的財政運営の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、国庫補助率について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする（衆議院修正による追加）。

委員長報告

ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、政府管掌健康保険の中期的な財政運営の安定を図るため、単年度ごとの財政運営を中期的財政運営に改め、単年度における収支を調整する事業運営安定資金を創設し、これに伴い、中期的安定が確保される範囲内で保険料率及び国庫補助率を調整することとし、保険料率は現行の千分の八十四を千分の八十二に改め、また、療養の給付等に対する国庫補助率について、現行の千分の百六十四を当分の間千分の百三十とするとともに、出産手当金の支給期間の改善を図るほか、社会保険審議会を改組し、健康保険事業、国民健康保険事業等に関する重要事項を審議するため、新たに政令で定める審議会を創設しようとするものであります。

なお、衆議院において、政府は、政府管掌健康保険の国庫補助率について、必要と認めるときは所要の検討を講ずるものとする修正が行われております。

委員会におきましては、中期的財政運営の見通し及び事業運営安定資金の運営、保険料率及び国庫補助率の調整、医療保険制度の一元化、診療報酬の改定等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より本案に反対の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図るため、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための特定施設の整備に関する基本指針、特定施

設の整備計画の認定、特定周辺整備地区の指定に関する事項等を定めるとともに、産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証等の措置を講ずること等により、特定施設の整備を周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、整備の対象

この法律により整備の対象となる「特定施設」は、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うために設置される一群の施設であつて、一体的に設置される二以上の種類の産業廃棄物処理施設と産業廃棄物処理技術に関する研究開発施設又は産業廃棄物の適正な処理に関する研修施設等の共同利用施設などから構成されるものとする。

二、特定施設の整備に関する基本指針の策定

厚生大臣、建設大臣、自治大臣、農林水産大臣、運輸大臣及び通商産業大臣は、環境庁長官その他関係行政機関の長に協議して特定施設の整備に関する基本指針を策定する。

三、整備計画の認定等

主務大臣は、特定施設の整備事業を行おうとする者が作成した特定施設の整備計画について、関係都道府県等の意見を聴取して基本指針に照らし認定を行うこととし、国及び地方公共団体は、認定を受けた整備計画に従つた特定施設の整備事業に必

要な資金の確保等の支援措置を講ずることとする。

四、特定周辺整備地区の指定及び公共施設の整備

都道府県は、特定施設の整備による生活環境等の著しい変化による影響を緩和するため特に当該特定施設の整備に関連して公共施設の整備を図ることが適当と認められる地区を、関係市町村等の意見を聴取して特定周辺整備地区として指定し、当該地区における施設整備に関して必要な事項を定めた施設整備方針を定めることができることとともに、国及び地方公共団体は、施設整備方針の達成に資するため必要な公共施設の整備の促進に配慮するものとする。

五、産業廃棄物処理事業振興財団の指定及びその業務

厚生大臣は、特定施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより産業廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的とした民法法人を、全国を通じて一個に限り産業廃棄物処理事業振興財団として指定することができる。

産業廃棄物処理事業振興財団は、事業者等の出えんによる基金を設けて、認定を受けた整備計画に係る特定施設の整備事業に必要な資金の借入れ等に対する債務保証、産業廃棄物処分量者等に対する新たな技術の開発又は起業化のための助成金の交付、産業廃棄物の処理に関する情報等の収集及び提供などの業

務を行う。

六、施行期日

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六か月を超えない範囲内で政令で定める日とする。

委員長報告

ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案は、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図るため、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための特定施設の整備に関する基本指針、特定施設の整備計画の認定、特定周辺整備地区の指定に関する事項等を定めるとともに、産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証等の措置を講ずること等により、特定施設の整備を周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進しようとするものであります。

委員会におきましては、排出事業者責任と公共関与のあり方、特定施設の環境アセスメントの必要性、本法案による産業廃棄物処理施設整備の見通し等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げようとするものであります。

なお、衆議院において施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、毒ガス障害者対策の拡充、沖縄の厚生年金格差是正等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて三・八四

パーセント引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、障害年金の額の引上げ

障害年金の額を引き上げ、第一項症の場合、平成四年四月分から五百二十一万七千円（現行額五百二万四千元）に増額する等とする。

二、遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成四年四月分から百七十七万二千四百円（現行額百七十七万六千七百円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げる等とする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用する（衆議院修正）。

委員長報告

前ページ参照

看護婦等の人材確保の促進に関する法律案（閣法第五四号）

要旨

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護婦等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護婦等の確保の促進を図るため、看護婦等の確保の促進に関する基本指針を策定するとともに、雇用管理研修に対する助成、看護婦等就業協力員の委嘱、看護婦等確保推進者の設置、ナースセンターの指定等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一 目的

この法律は、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護婦等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。

二 看護婦等の確保の促進に関する基本指針の策定

1 厚生大臣、労働大臣及び文部大臣は、専門性に配慮した適切な看護業務の在り方を考慮しつつ、国民の保健医療サービスへの需要に対応した均衡ある看護婦等の確保対策を適切に講ずることを基本理念として、看護婦等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する事項を定めた基本指針を策定するものとする。

2 国及び都道府県は、病院等の開設者等に対し、基本指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うものとする。

三 関係者の責務

1 国は、看護婦等の確保を促進するための必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるとともに、看護婦等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

2 地方公共団体は、看護婦等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 病院等の開設者等は、看護婦等の処遇の改善等に努めなければならない。

四 看護婦等の確保体制の整備

1 政府は、雇用保険法の雇用福祉事業として、病院等の開設者等に対して、雇用管理に関する知識の習得のために必要な助成を行うものとする。

2 公共職業安定所は、就業を希望する看護婦等の速やかな就職を促進するため、雇用情報の提供、職業指導及び就業のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、看護婦等の確保に関する施策及び看護に対する住民の関心と理解の増進に関する施策への協力等を行う看護婦等就業協力員を委嘱することができるものとする。

4 看護婦等の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院の開設者は、病院の管理者を補佐し、看護婦等の確保に関する事項を処理する看護婦等確保推進者を置かなければならない。

五 ナースセンターの指定

都道府県知事は、看護婦等の就業状況調査、研修、相談、無料の職業紹介事業等看護婦等の確保を図るために必要な業務を行う民法法人を、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンターとして指定することができる。また、厚生大臣及び労働大臣は、都道府県ナースセンターの指導、援助等を行う中央ナースセンターを、全国を通じて一個に限り、指定することができる。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました三件の法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、看護婦等の人材確保の促進に関する法律案は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等

に伴い、看護婦等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、その確保の促進を図るため、看護婦等の確保の促進に関する基本指針を策定するとともに、雇用管理研修に対する助成、看護婦等就業協力員の委嘱、看護婦等確保推進者の設置のほか、ナースセンターの指定等の措置を講じようとするものであります。

次に、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、福祉サービスへの需要が著しく増大していることにかんがみ、社会福祉事業従事者の確保を図るため、社会福祉事業従事者の確保等に関する基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指導等の措置を講ずるとともに、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用対象範囲の拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、参考人の意見を聴取するとともに、基本指針の具体的内容、診療報酬改定の看護婦給与への反映、週四十時間労働・完全週休二日制の実施及び夜勤負担の軽減等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお両案に対し附帯決議が付されております。
次に原子爆弾被爆者等援護法案について申し上げます。
本法案は、第百十八回国会に本院議員から提出され、継続審査となっていたものであります。

その内容は、原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付金を支給する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、自由民主党を代表して前島理事より、また日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合を代表して浜本委員より、それぞれ意見が述べられました。その詳細は会議録によって御承知願います。

次いで、浜本委員より、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の各会派共同提案に係る修正案が提出されました。修正案の要旨は、被爆者年金の額を平成四年度ベースに引き上げるほか、施行期日を本年十一月一日としようとするものであります。

原案並びに修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、山下厚生大臣より、政府としては

反対である旨の発言がありました。

次いで採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも可否同数となりましたので、国会法第五十条後段の規定により、委員長はそれぞれこれを可決すべきものと決し、本法案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、福祉サービスへの需要が著しく増大していることにかんがみ、社会福祉事業従事者の確保を図るため、社会福祉事業従事者の確保等に関する基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用対象範囲の拡大等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一 社会福祉事業法の一部改正

1 社会福祉事業従事者の確保等に関する基本指針の策定

(1) 厚生大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保

するため、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本指針を策定するものとする。

(2) 社会福祉事業経営者は、基本指針に規定する社会福祉事業従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めるとともに、国及び都道府県は、社会福祉事業経営者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(3) 国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置等を講ずるよう努めなければならない。また、地方公共団体も必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 福祉人材センターの指定

都道府県知事は、基本指針に基づき社会福祉事業経営者が行う措置に関する相談援助等を行う社会福祉法人を、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センターとして指定することができる。また、厚生大臣は、都道府県福祉人材センターの指導、援助等を行う中央福祉人材センターを、全国を通じて一個に限り、指定することができる。

3 福利厚生センターの指定

厚生大臣は、社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図るた

めに必要な業務を行う社会福祉法人を、全国を通じて一個に限り、福利厚生センターとして指定することができる。

二 社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正

1 適用対象範囲の拡大

退職手当共済制度の対象として、老人、身体障害者等に係る居宅介護等事業等を追加するとともに、法律の題名を「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に改める。

2 被共済職員期間の合算

被共済職員が退職後引き続き同一経営者の経営する施設等の業務に従事した後、五年以内に再び被共済職員となった場合に、被共済職員期間を合算する制度を設ける。

三 施行期日

この法律は、基本指針及び都道府県福祉人材センターに関する事項については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、中央福祉人材センター及び福利厚生センターに関する事項については平成五年四月一日、その他の事項については平成四年七月一日から施行する。

委員長報告

一一二ページ参照

医療法の一部を改正する法律案（第百十八回国会閣法第六七号）

要旨

本法律案は、人口の高齢化、医学医術の進歩、疾病構造や患者の受療行動の変化等に対応し、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、医療を提供するに当たっての基本的な理念を規定するとともに、医療提供施設をその機能に応じて体系化していくための必要な措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、医療提供の理念等に関する規定の整備

医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦（薬剤師及び看護婦は、衆議院修正により追加）その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、疾病予防等を含む、良質かつ適切なものでなければならぬこと、また、医療を提供する施設の機能に応じ、在宅を含む適切な場所で効率的に提供されなければならないこと及びこの理念に基づき、国、地方公共団体及び医療の担い手等の責務を規定する。

二、医療施設機能の体系化

医療施設の機能分化に対応するとともに、国民の適正な受療

機会を確保するため、高度な医療を提供する特定の医療施設として特定機能病院を制度化し、また、主として長期入院を要する患者にふさわしい医療を提供するため、一般病床中に療養型病床群制度を設ける。

三、病院等の業務委託に関する規定の整備

滅菌、消毒、給食等政令で定める業務を委託する場合には、厚生省令で定める適正な水準を有する業者に委託するものとする。

四、医療法人の業務範囲の明示

医療法人の附随的業務として行いうる業務として、現行の業務に加えて疾病予防のための施設の設置を明示するものとする。

五、医業等に関する広告規制等の見直し

医療を受ける国民に対して必要な情報が提供されるよう、一定事項の院内表示を義務付けるとともに、厚生大臣は、院外で広告できる事項及び方法を定めるものとする。また、広告できる診療科名を政令で定めるものとする。

六、施行期日

この法律は、基本理念の規定及び業務範囲の規定に関しては公布の日、それ以外の部分については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七、検討等

政府は、医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係をより促進するための方策、病院診療所の在り方等医療を提供する体制、病院における人員配置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（衆議院修正による追加）

委員長報告

ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、人口の高齢化、医学医術の進歩等に対応し、良質かつ適切な医療を効率的に供給する体制の確保を図るため、医療に関する基本的な理念を規定するとともに、特定機能病院制度及び療養型病床群制度の創設による施設機能の体系化を図るほか、病院等の管理者が、患者に対して周知すべき事項の揭示の義務付け、医業等にかかる広告制限の緩和等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、医療の担い手に薬剤師及び看護婦を明記することとしたほか、政府は、医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係をより促進するための方策、病院及び診療所の在り

方等医療を提供する体制、病院における人員配置等について、検討を加え必要な措置を講ずるものとする等の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、特定機能病院及び療養型病床群制度の創設の趣旨と施設機能に応じた診療報酬の設定、広告規制の緩和等情報提供の在り方、大学病院における教育・研究機能と診療報酬との関係、インフォームド・コンセントをめぐる諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より本案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。